

四日市市選管告示第22号

平成28年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項で読み替えて準用される同法第39条の規定により次の場所にそれぞれ定める期間を設け、第41条第1項の規定により告示する。

平成28年6月22日

四日市市選挙管理委員会

委員長 市橋 愛爾

期日前投票所	場 所	期 間
四日市市第一期日前投票所	四日市市諏訪町2番2号 四日市市総合会館1階 ロビー	平成28年6月23日 から 平成28年7月9日 まで
四日市市第二期日前投票所	四日市市塩浜町1番地11 三重北勢健康増進センター1階 研修室	平成28年7月2日 から 平成28年7月9日 まで
四日市市第三期日前投票所	四日市市富田二丁目4番15号 四日市市防災教育センター2階 防災センター	
四日市市第四期日前投票所	四日市市曾井町391番地2 四日市市中消防署中央分署3階 多目的ホール	

(選挙管理委員会事務局)